

諮問事項説明資料

23 消安第 1116 号
平成 23 年 5 月 25 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 3 項、第 3 条の 2 第 7 項及び第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号。以下「令」という。）第 1 条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第 1 条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 16 年 11 月 18 日農林水産大臣公表）を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年 5 月 31 日農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 2 条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第 2 条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

家畜伝染病の対象家畜の見直しについて（政令改正）

1 改正家伝法による家畜伝染病の見直し

本年4月に公布された改正家伝法では、海外での発生状況やOIEの基準との整合性を図る観点から、以下の改正が行われたところ。

- ① 届出伝染病に指定していた「小反芻獣疫」を家畜伝染病に追加する。
- ② 「高病原性鳥インフルエンザ」について、強毒タイプを「高病原性鳥インフルエンザ」に、弱毒タイプを「低病原性鳥インフルエンザ」に分割する。
- ③ 「ニューカッスル病」の対象範囲を病原性の高いものに限定する。

（参考）家畜伝染病の指定基準

家畜の伝染性疾病のうち、その病性、発生状況、予防・治療方法の有無、畜産を巡る情勢等を勘案し、まん延を防止するため、殺処分等の家伝法に基づく強力な措置を講ずる必要がある疾病を家畜伝染病に指定。

具体的には、

- ① 侵入又は発生した場合の経済的被害が非常に大きい
- ② 伝播力が非常に強い
- ③ 予防・治療方法がない
- ④ 人への影響が大きい

という要件にどれだけ該当するかを総合的に判断した上で、指定。

2 家畜伝染病の対象家畜の指定（今回の諮問事項）

家畜伝染病予防法施行令（政令）を改正し、改正家伝法により新たに家畜伝染病に指定された2疾病の対象家畜について、以下のとおり定める。

（1）小反芻獣疫

届出伝染病の対象家畜として現行制度上指定されているものと同様に、法で対象家畜に定められている「めん羊」、「山羊」に加え、「鹿」を定める。

（2）低病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザと同様に、法で対象家畜に定められている「鶏」、「あひる」、「うずら」に加え、「きじ」、「だちょう」、「ほろほろ鳥」、「七面鳥」を定める。

（参考）家畜伝染病の対象家畜の指定基準

家畜伝染病の対象家畜については、牛、豚、鶏のように、飼養規模が大きく産業として確立しており、我が国畜産業にとって欠くことのできない重要な動物（基幹家畜）を法で指定。

また、基幹家畜ではないものの、我が国の畜産業として一定程度定着しており、家畜伝染病について基幹家畜と共通感受性を有する家畜を、政令で指定。

○ 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	水牛、鹿
口蹄疫	水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	水牛、鹿、いのしし
狂犬病	水牛、鹿、いのしし
水胞性口炎	水牛、鹿、いのしし
リフトバレー熱	水牛、鹿
炭疽	水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	水牛、鹿、いのしし
ブルセラ病	水牛、鹿、いのしし
結核病	水牛、鹿
ヨーネ病	水牛、鹿
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、しか、いのしし
牛肺疫	水牛、しか
口蹄疫	水牛、しか、いのしし
流行性脳炎	水牛、しか、いのしし
狂犬病	水牛、しか、いのしし
水胞性口炎	水牛、しか、いのしし
リフトバレー熱	水牛、しか
炭疽	水牛、しか、いのしし
出血性敗血症	水牛、しか、いのしし
ブルセラ病	水牛、しか、いのしし
結核病	水牛、しか
ヨーネ病	水牛、しか
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、しか
アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、しか

伝達性海綿状脳症	水牛、鹿
小反芻獣疫	鹿
(略)	(略)
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病 (病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。)	(略)
(略)	(略)

伝達性海綿状脳症	水牛、しか
(略)	(略)
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病	(略)
(略)	(略)

小反芻獣疫とは

1. 原因(病原体)
小反芻獣疫ウイルス
2. 感受性動物
しか、めん羊、山羊



【初期の口腔内粘膜病変:下顎粘膜
(出典:日本獣医師会)】

3. 症状
発熱, 下痢、肺炎等を主徴とし、致死率は高い(90%)。
4. 発生状況
 - (1)国内
発生報告なし
 - (2)外国
アフリカ, 中東, 南アジア, 中国
5. 診断法
 - (1)血清学的検査法により血清中の抗原を確認する。
 - (2)病畜等からウイルス分離を行う。
6. 予防法
我が国では, 輸入検疫によりその侵入を防止している。
7. 治療法、対策
有効な治療法はない。

小反芻獣疫の発生状況(1997, 2009年)

地域	国名	発生件数	
		1997年	2009年
アジア	インド	81	184
	ネパール	26	143
	パキスタン	1	
	モルディブ		1
欧州	タジキスタン		1
中東	アフガニスタン		45
	アラブ首長国連邦	5	
	イエメン		66
	イラン		548
	オマーン	117	
	クウェート		12
	トルコ		24
	パレスチナ自治区		71
アフリカ	ウガンダ		2
	エチオピア	42	75
	ガーナ	93	63
	ガボン	9	
	カメルーン	4	16
	ガンビア	32	22
	ギニア	36	103
	ギニアビサウ		20
	コートジボワール	7	17
	コンゴ共和国		3
	シエラレオネ		5
	スーダン		19
	セネガル	14	25
	タンザニア		2
	中央アフリカ共和国		8
	トーゴ	142	47
	ナイジェリア	68	106
	ニジェール	9	44
	ブルキナファソ		2
	ベナン	37	75
モーリタニア		12	
合計		723	1761

(2.4倍増)

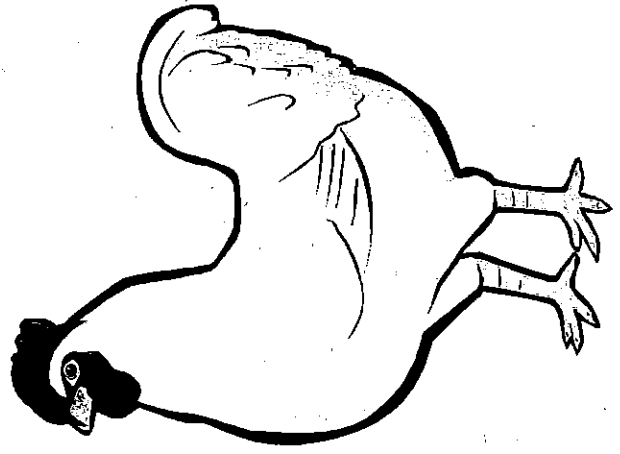
発生国数	17	30
------	----	----

(1.8倍増)

高病原性鳥インフルエンザとは？

1. 原因(病原体) A型インフルエンザウイルスのうち、H5とH7の亜型
2. 症状 突然の死亡、呼吸器症状、顔面等の浮腫(むくみ)、産卵率の低下等
他の鶏への伝播力が強い
3. 診断法 強毒タイプ: 呼吸器症状等が見られ、死亡率が極めて高い
弱毒タイプ: 死亡率は高くないが、強毒タイプに変異する可能性
発育卵を用いたウイルス分離検査、血清中の抗体検査、遺伝子検査
(PCR)、簡易キットを用いた抗原検査

※H5N1亜型は、特に高い死亡率と強い伝播力を持ち、アジアを始めとして世界各地で発生



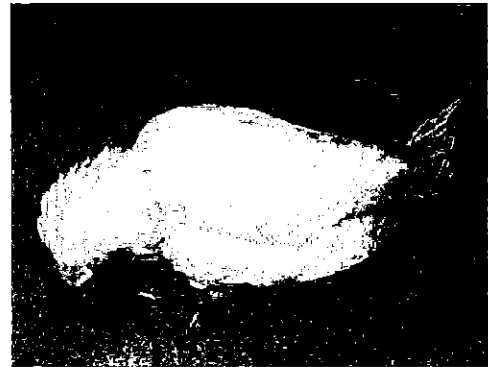
- ① 治療法がなく、感染力が強いいため、移動制限区域を設定した上で、その農場の家きんの殺処分と畜舎等の消毒によって、まん延防止(ワクチンでは感染を完全に防ぐことはできない)
- ② 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません

家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの新たな定義について

	高病原性鳥インフルエンザ	低病原性鳥インフルエンザ
家畜の種類	鶏、あひる、うずら (きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥)	鶏、あひる、うずら (きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥)
特徴	<p>○ 感染した場合の致死率が非常に高い(基本的に実験室での感染において、75%以上)。生存した場合でも、群としての経済動物としての価値をほぼ失う。</p> <p>○ 伝播力は極めて強い。 (感染実験によれば、高病原性鳥インフルエンザにおいては、低病原性に比べて、感染鶏1羽から排出されるウイルス量が1万倍以上とのデータもある。)</p>	<p>○ 感染した場合の死亡率は低く、全く死亡しない場合もある。産卵率の低下等の症状がみられることが多いが、全く無症状の場合もある。</p> <p>○ 伝播力は強い。</p>
ウイルス	<p>高病原性鳥インフルエンザウイルス</p> <p>○ OIEが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス</p>	<p>低病原性鳥インフルエンザウイルス</p> <p>○ H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス(高病原性鳥インフルエンザウイルスを除く)</p> <p>○ 家きん間で感染を繰り返すうちにウイルスが高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異する。</p>
国内での発生状況	平成16年(2004年)、平成19年(2007年)に発生。	平成17年(2005年)、平成21年(2009年)に発生。
確定診断機関	動物衛生研究所	動物衛生研究所

ニューカッスル病 とは

- 1 原因(病原体)
ニューカッスル病ウイルス
- 2 感受性動物
鶏、あひる、七面鳥、うずら



【神経症状】

(出典: 動物衛生研究所)

- 3 症状
病原性はウイルス株により異なり、以下の3つの型に分類されている。
 - (1) 強毒型: 内臓型では緑色下痢便、呼吸器症状、神経症状を、神経型では、呼吸器症状及び神経症状を示す。両型とも、急性の致死感染を起こす。
 - (2) 中等毒型: 軽い呼吸器症状や下痢、産卵低下を示す。死亡率は低い。
 - (3) 弱毒型: 軽い呼吸器症状又は無症状。生ワクチンとして使用されている株もある。

※ OIEコードでは、一定の条件を満たす高病原性のウイルスによる事例のみをニューカッスル病と定義。我が国においては、病原性を問わず法定伝染病としてきたが、今般の家畜伝染病予防法の改正により、「病原性が高いものとして農林水産省令で定めるもの」のみを法定伝染病に規定。

なお、これに該当しない低病原性のウイルスによる事例については、届出伝染病として省令に規定する予定。

- 4 発生状況
 - (1) 国内(鶏/あひる)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
戸数	4/0	1/0	1/0	0/0	0/1
羽数	500/0	150/0	300/0	0/0	0/2

(出典: 家畜衛生週報)

- (2) 海外
世界各国で発生あり。

- 5 診断法
 - (1) 消化管、気管等からウイルス分離を行う。

- (2) 抗体の検出により抗体価の上昇を検出する。

- 6 予防法
ワクチンが有効で、我が国では鶏病研究会が立案したプログラムに準拠した接種が行われている。

23消安第1116号
平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第3項、第3条の2第7項及び第4条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第1条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第1条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号。以下「規則」という。）第2条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病 防疫指針の変更について

1 趣旨

改正家伝法により、「高病原性鳥インフルエンザ」について、強毒タイプを「高病原性鳥インフルエンザ」に、弱毒タイプを「低病原性鳥インフルエンザ」に分割されたことを受け、省令改正を行い、新たに特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病に「低病原性鳥インフルエンザ」を指定。

このため、現行の「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更する。

2 改正内容

現行の防疫指針中、

- ① 強毒タイプと弱毒タイプに共通して適用される事項は、改正後の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに適用する
- ② 強毒タイプのみ適用される事項は、改正後の高病原性鳥インフルエンザのみに適用する（ex. 移動制限区域の範囲を原則10 kmとすること）
- ③ 弱毒タイプのみ適用される事項は、低病原性鳥インフルエンザのみに適用する（ex. 移動制限区域の範囲を原則5 kmとすること）

こととし、所要の改正を行う。

※ なお、早期通報制度の導入や、飼養衛生管理基準の強化等を受けた抜本的な防疫指針の見直しについては、今後、現場の実態等をよく調査し、家きん疾病小委員会において更に検討を進める。

○高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）変更案新旧対照条文（案）

改正案	現行
<p><u>高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針</u></p> <p>高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines。以下「OIEマニユアル」という。）により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPA I ウイルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病をいう。</p> <p>低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、HPA I ウイルス以外のもの（Low Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「LPA I ウイルス」という。）の感染による家きんの疾病をいう。</p> <p>高病原性鳥インフルエンザは、その伝染力の強さ、高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きんやその生産物等に厳しい移動制限が課され、国際的にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。</p>	<p><u>高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針</u></p> <p>高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines。以下「OIEマニユアル」という。）により高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPA I ウイルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPA I ウイルスと判定されたものを除く。）の感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病をいう。</p> <p>本病は、その伝染力の強さ、高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きんやその生産物等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。また、1997年に香港において鳥インフルエンザウイルス（H5 N1亜型）の人への致死的な感染被害が確認されて以来、公衆衛生</p>

の観点からも非常に重要な疾病として注目されるようになり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）においては医師に感染者の報告を義務付ける等の対策が明示され、家きん疾病の中で最も警戒すべきものとして位置付けられている。

また、低病原性鳥インフルエンザは、高病原性鳥インフルエンザに比べ、病原性は低いものの、アメリカ、メキシコ、イタリヤ等では、ウイルスが変異し、高病原性鳥インフルエンザとなった事例が確認されている。

我が国は、島国という地理的条件に加えて、輸入検査の努力もあり、1925年の発生を最後に、長く本病に対する清浄性を保ってきたが、2004年1月、79年ぶりとなる発生が確認された。同年3月までに4件の発生が確認され、約27万5千羽が死亡し、又はとう汰された。また、本病の発生に係る防疫対応を通じて明らかとなった課題に対応するため、同年6月には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、疾病発生時の届出義務違反に対する罰則の強化、移動制限令を受けた畜産農家に対する助成の制度化等の措置が講じられた。さらに、2005年6月から12月までに、茨城県及び埼玉県において41例の感染が確認され、採卵鶏を中心とした約580万羽の鶏が殺処分され、又はとう汰された。本事例において分離されたウイルスは、鶏が感染しても明瞭な臨床症状を示さないH5N2亜型の弱毒タイプであった。鳥インフルエンザウイルスのうち、H5亜型及びH7亜型については、鶏に感染した場合に、弱毒タイプが強毒タイプに変異することが報告されている。このため、本事例についても、強毒タイプのウイルスによる発生に対する防疫に準じた措置が講じられた。しかしながら、ウイルスが分離されず抗体のみが分離された一部の農場においては、ウイルスに感染した疑いが否定できない鶏の羽数が膨大で、直ちに殺処分することが不可能な場合であったことから、分離されたウイルスの特性等を踏まえ、家畜防疫

上のリスクを高めない範囲で、鶏を直ちに殺処分しない措置が講じられた。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染した鳥類、本病のウイルスに汚染された家きんの卵等の畜産物、飼料、人などを媒介とした侵入も考えられる。こうした病原体の侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置がとられている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行うこととする。(以下略)

- 第1 基本方針
- 1 (略)
- 2 殺処分等

(1) 本病が発生した場合は、法第17条の規定に基づく患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)の殺処分、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある。このようなまん延防止措置は、原則として家きん又はその死体等の所有者が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」と総称する。)の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染した鳥類、本病のウイルスに汚染された家きんの卵等の畜産物、飼料、人などを媒介とした侵入も考えられる。こうした病原体の侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置がとられている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも3年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行うこととする。(以下略)

- 第1 基本方針
- 1 (略)
- 2 と殺等

(1) 本病が発生した場合は、法第16条の規定に基づく患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)のと殺、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある。このようなまん延防止措置は、原則として家きん又はその死体等の所有者が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊

急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがその一部又は全部を実施できる。

- (2) (略)
- 3・4 (略)

第2 防疫措置

1 異常家さん等の発見の通報から病性決定までの措置

- (1)～(3) (略)
- (4) 病性の決定

本病の診断は、病性鑑定及び補助的検査の結果を踏まえ、原則として家畜防疫員が次のアからウまでに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜（法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。）の決定を行う。

ア 患畜

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ

OIEマニユアルにより判定されたHPAIウイルスが分離された家さん

(イ) 低病原性鳥インフルエンザ

LPAIウイルスが分離された家さん

イ 疑似患畜

(ア) 家畜防疫員が臨床症状、ウイルス分離検査及び血清抗体検査の結果、飼養状況等により患畜である疑いがある
と判断した家さん

止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがその一部又は全部を実施できる。

- (2) (略)
- 3・4 (略)

第2 防疫措置

1 異常家さん等の発見の通報から病性決定までの措置

- (1)～(3) (略)
- (4) 病性の決定

本病の診断は、病性鑑定及び補助的検査の結果を踏まえ、原則として家畜防疫員が次のアからウまでに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜（法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。）の決定を行う。

ア 患畜

以下のウイルスが分離された家さん

(ア) OIEマニユアルにより判定されたHPAIウイルス（以下「強毒タイプウイルス」という。）

(イ) H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。以下「弱毒タイプウイルス」という。）

イ 疑似患畜

(ア) 家畜防疫員が臨床症状、ウイルス分離検査及び血清抗体検査の結果、飼養状況等により患畜である疑いがある
と判断した家さん

(例①：アの(ア)又は(イ)のウイルスに対する抗体が確認され、当該ウイルスが分離されない家さん(アの

(イ)のウイルスに対する抗体が確認されたものの、飼養状況等により、万が一、飼養鶏舎内にウイルスが存在していたとしても、鶏舎外に当該ウイルスを拡散させる

おそれが極めて小さいと判断されるため、9の(1)に掲げる防疫措置を講ずることが可能と判断される家きんを除く。例②：一定以上の死亡率が確認され、A型インフルエンザウイルス（アの(ア)及び(イ)に掲げるウイルスと同定されたウイルスを除く。）が分離された家きん。

(イ) (略)
ウ (略)

2 (略)
3 発生農場における防疫措置

- (1) (略)
(2) 一般緊急措置
ア～エ (略)

オ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定羽数、殺処分の方法、死体処理方法等の防疫措置に必要な事項について現地対策本部に確認し、指示を受ける。

カ～ク (略)

(3) 殺処分

ア 殺処分は、原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

イ 動物の愛護、作業の省力化及び安全性確保の観点から、殺処分は脊髄断絶又は二酸化炭素ガス等による窒息により行う。

なお、殺処分後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体の消毒を行う。

(イ) (略)
ウ (略)

2 (略)
3 発生農場における防疫措置

- (1) (略)
(2) 一般緊急措置
ア～エ (略)

オ と殺、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定羽数、殺処分の方法、死体処理方法等の防疫措置に必要な事項について現地対策本部に確認し、指示を受ける。

カ～ク (略)

(3) と殺

ア と殺は、原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

イ 動物の愛護、作業の省力化及び安全性確保の観点から、と殺は脊髄断絶又は二酸化炭素ガス等による窒息により行う。

なお、と殺後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体の消毒を行う。

(4)～(8) (略)

4～8 (略)

9 LPAIウイルスの感染が確認された場合における防疫措置

LPAIウイルスの感染が確認された農場 (以下「LPAIウイルス確認農場」という。)が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課と協議の上、(1)から(3)までに掲げる防疫措置を講ずることができる。

(1) 農場監視プログラムの適用
(略)

ア 清浄性の確認のための検査

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 適用農場においては、LPAIウイルスの感染が確認された日から最初のモニタ一家さん検査が実施されるまでの間、家畜防疫員は、当該適用農場に2週間間隔で立ち入り、飼養家さんの臨床検査並びに1鶏舎当たり30羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(オ) (略)

イ (略)

(2) 関連農場の検査

ア 移動の制限

LPAIウイルス確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、速やかに当該農場と過去6か月以内に疫学的な関連がある(ア)から(ウ)までに掲げる農場((2)において「関連農場」という。)を特定するものとする。この

(4)～(8) (略)

4～8 (略)

9 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合における防疫措置

弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスと考えられるウイルスの感染 (以下「弱毒タイプの感染」という。)が確認された場合においては、原則として、2から8までに掲げる防疫措置を講ずることとする。ただし、弱毒タイプの感染が確認された農場 (以下「弱毒タイプ確認農場」という。)が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課と協議の上、(1)から(3)までに掲げる防疫措置を講ずることができる。

(1) 農場監視プログラムの適用
(略)

ア 清浄性の確認のための検査

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 適用農場においては、弱毒タイプの感染が確認された日から最初のモニタ一家さん検査が実施されるまでの間、家畜防疫員は、当該適用農場に2週間間隔で立ち入り、飼養家さんの臨床検査並びに1鶏舎当たり30羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(オ) (略)

イ (略)

(2) 関連農場の検査

ア 移動の制限

弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、速やかに当該農場と過去6か月以内に疫学的な関連がある(ア)から(ウ)までに掲げる農場((2)において「関連農場」という。)を特定するものとする。この場合

場合において、家畜防疫員は、必要と認めるときは、飼養家畜を法第14条第3項に規定する患畜となるおそれがある家畜として21日を超えない範囲内において、鶏舎外に移動させてはならない旨を指示することができる。

(ア) LPAIウイルス確認農場に出入りしていた人又は車両が頻りに出入りしていた農場

(イ) LPAIウイルス確認農場で飼養されていた又は飼養されている家さんの導入元農場

(ウ) LPAIウイルス確認農場で飼養されていた家さんの出荷先農場

イ (略)
ウ その他

LPAIウイルス確認農場が所在する都道府県以外に関連農場が所在する場合には、LPAIウイルス確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課にその旨を連絡し、動物衛生課は、関連農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

(3) 移動制限区域

都道府県知事は、アからエまでに掲げるところにより、LPAIウイルス確認農場に関する移動制限区域を定め、移動制限区域内の検査を行うものとする。

ア 区域の範囲

(ア) LPAIウイルス確認農場に関する移動制限区域の設定は、原則として、LPAIウイルス確認農場を中心とした半径5km以内の範囲とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径30km以内の範囲まで拡大することができる。

(イ)・(ウ) (略)

イ 制限期間

移動制限は、LPAIウイルスの感染が確認された後速やかに

において、家畜防疫員は、必要と認めるときは、飼養家畜を法第14条第3項に規定する患畜となるおそれがある家畜として21日を超えない範囲内において、鶏舎外に移動させてはならない旨を指示することができる。

(ア) 弱毒タイプ確認農場に出入りしていた人又は車両が頻りに出入りしていた農場

(イ) 弱毒タイプ確認農場で飼養されていた又は飼養されている家さんの導入元農場

(ウ) 弱毒タイプ確認農場で飼養されていた家さんの出荷先農場

イ (略)
ウ その他

弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県以外に関連農場が所在する場合には、弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課にその旨を連絡し、動物衛生課は、関連農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

(3) 移動制限区域

都道府県知事は、アからエまでに掲げるところにより、弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域を定め、移動制限区域内の検査を行うものとする。

ア 区域の範囲

(ア) 弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域の設定は、原則として、弱毒タイプ確認農場を中心とした半径5km以内の範囲とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径30km以内の範囲まで拡大することができる。

(イ)・(ウ) (略)

イ 制限期間

移動制限は、弱毒タイプの感染が確認された後速やかに

やかに行う。その制限期間は、原則として、(ア)又は(イ)に掲げる期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

(ア) (略)

(イ) 適用農場以外のLPAIウイルス確認農場に係るアの

(ア)又は(イ)により設定した移動制限区域の制限期間は、最終発生に係る防疫措置完了後21日以上の期間

ウ (略)

エ 移動制限区域内の清浄性の確認のための検査

都道府県知事は、(ア)及び(イ)に掲げるところにより、LPAIウイルス確認農場に関する移動制限区域内の清浄性の確認のための検査を行うこととする。

(ア) 移動制限区域における緊急検査

都道府県は、LPAIウイルス確認農場の確認後直ちに、移動制限区域内のすべての家きん飼養農場に立ち入り、臨床検査並びに1鶏舎当たり10羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(イ) (略)

第3 防疫対応の強化
(略)

行う。その制限期間は、原則として、(ア)又は(イ)に掲げる期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

(ア) (略)

(イ) 適用農場以外の弱毒タイプ確認農場に係るアの(ア)

又は(イ)により設定した移動制限区域の制限期間は、最終発生に係る防疫措置完了後21日以上の期間

ウ (略)

エ 移動制限区域内の清浄性の確認のための検査

都道府県知事は、(ア)及び(イ)に掲げるところにより、弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域内の清浄性の確認のための検査を行うこととする。

(ア) 移動制限区域における緊急検査

都道府県は、弱毒タイプ確認農場の確認後直ちに、移動制限区域内のすべての家きん飼養農場に立ち入り、臨床検査並びに1鶏舎当たり10羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(イ) (略)

第3 防疫対応の強化
(略)